

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 17 日現在

機関番号：32643

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2016

課題番号：15K16610

研究課題名(和文) ライプニッツの連邦国家論とヨーロッパの平和

研究課題名(英文) Leibniz' Thought of the Federal State and the Peace of Europe

研究代表者

長綱 啓典 (Nagatsuna, Keisuke)

帝京大学・総合教育センター・講師

研究者番号：00646482

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究はライプニッツの身分制的連邦国家論を分析するにあたり、そこに見出される「(ヨーロッパの)一」と「(諸国家の)多」との関係に着目した。従来の解釈では、ライプニッツの身分制的連邦国家論において「一」と「多」の関係を規定しているのはもっぱら「勢力均衡」の原理とされてきた。しかし、本研究は、それだけではなく、ライプニッツの議論におけるまさに「身分制」的な側面も重視する。「勢力均衡」という新しい原理だけではなく、伝統的な「身分制」を部分的に保持することによって、ライプニッツは独特な仕方で「一」と「多」の釣り合いを提示することができたのである。

研究成果の概要(英文)： To analyze Leibniz' thought about the federal state, this study concentrates the relationship between the "unity" of Europe and the "plurality" of the states in it. In some antecedent interpretations, researchers have regarded that only the principle of "balance of power" determines the relationship about the "unity" and the "plurality". But this study makes point of the aspect of the class system in Leibniz' argument. Retaining not only the new principle of "balance of power" but also the traditional "class system", Leibniz could show the proportion between "unity" and "plurality" in the very particular way.

研究分野：哲学

キーワード：ライプニッツ サン・ピエール ホッブズ 神聖ローマ帝国 身分制的連邦国家論 ヨーロッパの一と諸国家の多

1. 研究開始当初の背景

本研究は平成25～平成26年度科学研究費若手研究(B)「ライプニッツの公共の福祉論」(課題番号:25770012)による成果を踏まえ、ライプニッツ(Gottfried Wilhelm Leibniz, 1646-1716)の政治論に関する知見をさらに発展させることを意図するものである。ライプニッツによれば、自然法は厳格法、衡平、敬虔からなる。後者ふたつが世俗的および永遠的な公共の福祉の実現を命じるのに対して、厳格法は、公共の福祉そのものではないが、その成立条件として国家内外の平和を命じる。本研究はこの「平和」、とりわけ「ヨーロッパにおける平和の創出」という観点から、当時のいわゆるドイツ国民の神聖ローマ帝国国制に関するライプニッツの見解を分析しようとするものである。それゆえ、公共の福祉論につづき本研究を遂行することによって、ライプニッツの政治論の全体的な展望が明らかになるであろう。

1648年のウェストファリア条約以後、神聖ローマ帝国の国制に関して、アリストテレス的な国家形態論に依拠しながら、それは君主政なのか、寡頭政なのか、貴族政なのか、という論争がなされた。なかには、プーフENDORF(Samuel von Pufendorf, 1632-1694)のように、アリストテレス的な国家形態論に依拠するが、帝国は「怪物に近いもの」であり、制限的君主政と国家連合のあいだをさまよう「変則的な国家」と理解せざるをえないと考える者もあった。そのような状況のなか、ライプニッツは伝統的なアリストテレス的な国家形態論から自らを解放し、領邦君主の独立によって帝国の国家としての統一性が排除されるわけではないという見解を主張した。この見解によって根拠づけられたのが、「身分制的連邦国家」論であった。

1990年代以後ドイツ史学では三十年戦争(1618-1648)以後の神聖ローマ帝国の政治的機能に関する研究が進み、現在では「ウェストファリア条約以後、領邦に主権が認められることによって神聖ローマ帝国は政治的意味を失った」とする旧来の理解に疑問が呈されている(山本文彦、『近世ドイツ国制史研究 皇帝・クライス・諸侯』、北海道大学図書刊行会、1995年; 渋谷聡、『近世神聖ローマ帝国をめぐる研究動向 近年のドイツにおける「国家・国民」意識によせて』、『史林』89-1)。興味深いことに、神聖ローマ帝国に関するこれらの新しい研究においては、帝国内外における平和の創出と維持という観点から、神聖ローマ帝国の連邦国家体制に大きな関心が寄せられているのである(Johannes Burkhardt, *Deutsche Geschichte in der frühen Neuzeit*, München 2009)。

ドイツ史学における神聖ローマ帝国研究の進展と軌を一にするかのように、ヨーロッパのライプニッツ政治論の研究者たちも、現

在、ライプニッツの神聖ローマ帝国論について、その身分制的連邦国家体制論を、とりわけ「ヨーロッパにおける平和の創出」という論点との結びつきから集中的に検討している。その際、ライプニッツとサン・ピエール神父(Abbé de Saint-Pierre, 1658-1743)の応接が主に依拠される。André Robinet, *G. W. Leibniz: Le meilleur des mondes par la balance de l'Europe*, Paris 1994; Friedrich Beiderbeck, *Das Heilige Römische Reich als Modell europäischer Koexistenz bei Saint-Pierre und Leibniz*, in: *Europavorstellungen des 18. Jahrhunderts*, Eggel und Wehinger (hrsg.), Hannover 2009, Concha Roldán Penadero, *Perpetuel peace, federalism and the republic of spirits: Leibniz between Saint-Pierre and Kant*, in: *Studia Leibnitiana*, Bd. 43 (2011)などを、こうした研究動向の代表的な例として挙げることができよう。

以上が、研究開始当初の背景である。

2. 研究の目的

ライプニッツはその「サン・ピエール師の恒久平和計画にかんする所見」(*Observations sur le projet d'une paix perpétuel de M. L'Abbé de Saint-Pierre*, 1715)において、神聖ローマ帝国の連邦国家体制をモデルとしながらヨーロッパに恒久的な平和を創設することができる点においてサン・ピエールに賛意を示している。ところが、それに続けて、神聖ローマ帝国の成立の過程や政治的機能に関する理解について、ライプニッツはサン・ピエールを批判しているのである。これは、「神聖ローマ帝国の連邦国家体制」と言うとき、その「連邦国家体制」が必ずしも一義的なものではないことを示しているように思われる。本研究は、ドイツ史学とヨーロッパにおけるライプニッツ政治論研究の成果を踏まえながら、ライプニッツの連邦国家論の固有性と、それにもとづいて主張される「ヨーロッパにおける平和の創出」という論点との理論的な連関を明らかにすることをその目的とする。

3. 研究の方法

ライプニッツの神聖ローマ帝国国制論に関する最良にして最大の手がかりと目されているのは、かれがカエサリヌス・フルステネリウスという偽名で1677年に出版したラテン語の著作、『ドイツ諸侯の主権と使節権について』(*De jure suprematus ac legationis principum germaniae*)である。本研究ではこの著作をメインテキストとして設定し、ライプニッツの連邦国家論の固有性について考察する。そうして得られた知見にもとづき、ライプニッツにおける連邦国家論と「ヨーロッパにおける平和の創出」という論点との理論的な連関を示す。

具体的には、以下の三つの方法をとる。

『ドイツ諸侯の主権と使節権について』をメインテキストとして設定し、ライプニッツの神聖ローマ帝国理解にみられる連邦国家論の固有性を明らかにする。『ドイツ諸侯の主権と使節権について』の主張をより平易なしかたで表現し、ヨーロッパ各国の外交官たちの閲覧に供する意図で執筆された1677年の対話篇『フィラレートとユジェヌの対話』(Entretien de Philarete et d'Eugene)をサブテキストとして設定し、ライプニッツの連邦国家論の固有性を明らかにするための補助とする。サン・ピエールの『永久平和論』(Projet pour rendre la paix perpétuelle en Europe, Utrecht 1713 et 1717, サン・ピエール(著) 本田裕志(訳) 『永久平和論』1・2、京都大学学術出版会、2013年)を読解し、両者の神聖ローマ帝国理解の差異を鮮明にする。もって、ライプニッツの連邦国家論と「ヨーロッパにおける平和の創出」という論点との理論上の連関をとりだす。

また、本研究が計画どおりに進むよう、万全の体制を整える。『ドイツ諸侯の主権と使節権について』という長大なラテン語著作を読解するため、定期的な読書会を組織し、テキスト読解のスピードと精度を高める。国外から研究テーマの近い研究者を招聘し、本研究のテーマに沿って講演をしてもらい、本研究に関連する知見を広げる。

4. 研究成果

本研究の成果として以下の諸点を挙げることができる。

研究代表者は「ライプニッツの平和論 サン・ピエール批判から出発して」と題する論文を発表した。そこにおいて研究代表者は、ライプニッツの「身分制的連邦国家」論を分析するにあたり、そこに見出される「(ヨーロッパの)一」と「(諸国家の)多」との関係に注目した。従来の解釈では、ライプニッツの「身分制的連邦国家」論において「一」と「多」の関係を規定しているのはもっぱら「勢力均衡」の原理だとされてきた。しかし、本研究は、それだけではなく、ライプニッツの議論におけるまさに「身分制」的な側面をも重視する。その結果、「勢力均衡」という新しい原理だけではなく、伝統的な「身分制」を部分的に保持することによって、ライプニッツは独特な仕方ですべて「一」と「多」の釣り合いを提示しえたことが判明した。

研究代表者は、『ライプニッツ著作集』第2期第2巻(工作舎、2016年)において、上述の「サン・ピエール師の恒久平和計画にかんする所見」の翻訳を担当した。その結果、ライプニッツとサン・ピエールの神聖ローマ帝国理解における同一性と差異を明確にすることができた。とりわけ、サン・ピエールにおける「一性の論理」とでも言うべきものをライプニッツが厳しく批判していることが明らかとなった。

イタリアはパドヴァの若手研究者で、ライプニッツの自然法論および政治論について重要な研究を多産的に発表しておられるルカ・バッソ博士(Dr. Luca Basso)を招聘し、「ライプニッツにおける平和についての問い」と題する講演を開催した(2017年1月18日、於:学習院大学)。そこでは、ライプニッツが単なる「平和主義者」ではないことが強調された。これは日本のライプニッツ研究においてはまったく取り上げられたことのない論点であり、今後さらなる検討を要求する非常に興味深いものである。

研究代表者は *Das andere "Beste". Leibniz und das allgemeine Wohl* と題して、第10回国際ライプニッツ会議(X. Internationaler Leibniz-Kongress、2016年7月20日、於: Leibniz Universität Hannover)にて学会発表を行った。そのテーマはライプニッツにおける「公共の福祉」である。「公共の福祉」は「(とくにヨーロッパの)平和」を前提として成立するとされるため、本発表は本研究と密接に結びついたものである。本発表の主張は、ライプニッツの「公共の福祉」論の特徴は、一方でそれが技術推進を求めるものでありながら、他方で技術に制約を置こうとするものでもあるところに求められるというものである。

本研究に関連するテーマとして、弁神論(ポール・ラトー、「弁神論というライプニッツのプロジェクト 理論的および実践的争点」、『ライプニッツ研究』第4巻)と医学(セバスティアン・シュトルク、「医学に関するライプニッツの手稿」)に関する論文を翻訳し発表した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計3件)

長綱啓典、「ライプニッツの平和論 サン・ピエール批判から出発して」、『帝京大学 総合教育センター論集』第8巻(2017年)、39-51頁。

ポール・ラトー(著) 長綱啓典(訳)、「弁神論というライプニッツのプロジェクト 理論的および実践的争点」、『ライプニッツ研究』第4巻(2016年)、35-69頁。

セバスティアン・シュトルク(著) 長綱啓典(訳)、「医学に関するライプニッツの手稿」、『ライプニッツ研究』第4巻(2016年)、1-34頁。

〔学会発表〕(計2件)

長綱啓典、「もうひとつの最善。ライプニッツと公共の福祉」、日本ライプニッツ協会2016年春季大会シンポジウム、2016年4月2日、於:大阪大学(大阪府豊中市)

Keisuke Nagatsuna, *Das andere "Beste". Leibniz und das allgemeine Wohl*. X.

Internationaler Leibniz-Kongress. 20. 7.
2016. Leibniz Universität Hannover (ドイツ連邦共和国).

〔図書〕(計1件)

ゴットフリート・ヴィルヘルム・ライプニッツ(著)、酒井潔、長綱啓典、町田一、川添未央子、津崎義典、佐々木能章、清水洋貴、福島清紀、枝村祥平、今野諒子(訳)、『ライプニッツ著作集』第 期第 2 巻、工作舎、2016年。

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

長綱 啓典 (NAGATSUNA, Keisuke)
帝京大学 総合教育センター 講師
研究者番号：00646482

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

ルカ・バッソ (BASSO, Luca)